議題３（委員会決裁事項（規則第３条第１号））

府立支援学校における平成29年度使用教科用図書の採択について

標記について、府立支援学校が選定した教科用図書を次のとおりすべて採択する。

平成28年８月19日

大阪府教育委員会

〈参　考〉

　　［根拠規定］

　　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抄）

　　　第14条　義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の８月31日までに行わなければならない。

　　　 ２ ９月１日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

３－１